

春日井市マンションの再生等の円滑化に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）、春日井市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年春日井市規則第39号。以下「細則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事前相談)

第2条 法第163条の56の規定による除却等の必要性に係る認定（以下「要除却等認定」という。この条及び次条にあっては、法第163条の56第2項第1号に該当するものとして受ける認定に限る。）を申請しようとする者は、当該申請を円滑かつ確実なものとするため、申請を行う前に要除却等認定事前相談書（第1号様式）に次に掲げる図書及び書類を添えて、事前相談をするものとする。

- (1) 省令第76条の25に定める図書又は書類（構造計算書を除く。）
- (2) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの）

(専門機関の判定)

第3条 要除却等認定を申請しようとする者は、前条の規定による事前相談の後、申請を行う前に、当該申請に係る建築物が法第163条の56第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことについて細則第2条第2項に規定する市長が適切であると認める者（以下「専門機関」という。）の判定を受けるものとする。

2 専門機関は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約（平成7年4月21日制定）第3条第1項に規定する構成団体であって、同規約第8条第1項の規定により耐震判定委員会を設置し、かつ、当該耐震判定委員会を

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している者とする。

(認定申請)

第4条 要除却等認定の申請は、法令等に定めのある書類のほか、次の表左欄に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる図書及び書類を添えて提出するものとする。

法第163条の56第2項第1号に係る申請	専門機関の判定書（当該判定の申請書に添付した各種図面を含む。）の写し
法第163条の56第2項第2号に係る申請	要除却認定実務マニュアル（令和3年12月国土交通省。以下「国マニュアル」という。）に定める火災安全性不足に係る調査報告書（参考様式）
法第163条の56第2項第3号に係る申請	国マニュアルに定める外壁等剥落危険性に係る調査報告書（参考様式）
法第163条の56第2項第4号に係る申請	国マニュアルに定める配管設備腐食等に係る調査報告書（参考様式）
法第163条の56第2項第5号に係る申請	国マニュアルに定めるバリアフリー不適合に係る調査報告書（参考様式）

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市マンションの建替え等の円滑化に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市マンシ

ヨンの管理の適正化の推進に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第2条関係）

要除却等認定事前相談書			
年 月 日 （宛先）春日井市長 次のとおり、マンションの除却等を行う必要がある旨の認定について事前相談します。			
1 相談者の 住所、氏名 電話番号 及び業種	〒 電話（ ） — [区分所有者・設計者・施工者・不動産・その他（ ）]		
2 建築物の名称			
3 建築物の位置			
4 建築確認の有無	1)有り 2)無し 3)不明 (年着工)	5 建築確認年月日 番 号 検 査 済 証	年 月 日 第 — 号 年 月 日
6 建築物の 用途・規模	用途（ ）／階数 地上 階、地下 階、塔屋 階 建築面積 . m²／延べ面積 . m²		
7 建築物の構造	1) 鉄筋コンクリート造 2) 鉄骨造 3) 鉄骨鉄筋コンクリート造 4) 木造 5) 枠組壁工法 6) 組積造 7) 混構造（ ） 8) その他（ ）		
8 耐震改修箇所	年 月 日 概要() 年 月 日 概要() 年 月 日 概要()		
※ 受付欄	※ 備考		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。